

(PDF版・4の2)『教会教義学 神論Ⅰ／1 神の認識』「五章 神の認識 二十六節 神の認識可能性」「二 人間の用意」

(文責・豊田忠義)

「五章 神の認識 二十六節 神の認識可能性」「二 人間の用意」(232-325頁)

「二 人間の用意」

「人は、人間が自分で自分を理解しようとしているよりももっとよく人間を理解しなければならない。言い換えれば、「人は、〔第二の形態の神の言葉である聖書の中で証しされている、「自己自身である神」としての「三位相互<内在性>」における「失われぬ単一性」・神性・永遠性を内在的本質とする「三位一体の神」の、「われわれのための神」としてのその「外に向かつて」の「失われぬ差異性」の中での三度別様な三つの存在の仕方(性質・働き・業・行為・行動、外在的本質、すなわち父、子、聖霊なる神の存在としての神の自由な愛の行為の出来事<全体>)における第二の存在の仕方(子なる神の存在としての神の自由な愛の行為の出来事)、「啓示ないし和解の實在」そのものとしての起源的な第一の形態の神の言葉、「まさに顕ワサレタ神こそが隠サレタ神である」まことの神(「神の顕現」)にしてまことの人間(第二の存在の仕方における言葉の「受肉」、「神の隠蔽」、「神の自己卑下と自己疎外化」、「ナザレのイエスという人間の歴史的形態」としての「イエス・キリストの<名>」)——この客観的な「イエス・キリストにおける啓示の出来事」(客観的な「存在的なく必然性>」)が、「生来人間は、神の恵みに敵対し、神の恵みによって生きようとしないうが故に、このことこそ、第一に恵みが解放しなくてはならない人間の危急であった」(『カール・バルト著作集3』「神の恵みの選び」)ことを内容としていることからして、イエス・キリストにおける「啓示自身が持っている啓示に固有な自己証明能力」の<総体的構造>に基づいて終末論的限界の下で贈り与えられる信仰の認識としての神認識、啓示認識(啓示信仰)、人間的主観に実現された神の恵みの出来事に依拠して、] **現実に罪の負い目の中に巻き込まれ、現実に死に陥っており、いずれにしても現実に恐れと絶望によって満たされた人間として理解しなければならない**〔すなわち、キリストにあつての神としての神だけでなくわれわれ人間も、われわれ人間の自主性・自己主張・自己義認の要求もという無神性・不信仰・真実の罪(『福音と律法』)に満たされた人間として理解しなければならない〕。「この時、この**現実存在**を**生きている人間自身**に対して、人は、彼の欠乏した姿についてと神の恵みについての認識を拒むことはできないし、最後に現実にこの恵みを欲している乗り気を拒むことはできないであろう。ここに立たされた人間は、先行する「神の用意に相対しての自分の閉鎖性をすでに打ち破っているのであり、彼はもはや神のようであろうとは欲することはできず、彼は、神の前で現にあるがままの取税人および乞食として神の前に

立っている」、「この彼自身の現実性の中で、それから〔先行するキリストにあつての神としての〕神は、彼にとって認識可能である」。何故ならば、徹頭徹尾神の側の真実としてのみある、それ故に「成就と執行、永遠的実在としてある」、先行する「神の用意」に包摂された後続する「人間の用意」ができていているところの、「人間に対する神の愛と神に対する人間の愛の同一」（『ローマ書』）であり、「永遠の（神との人間の）和解」（神の側からする神の人間との架橋）であり、「神との間の平和」（ローマ五・一）であり、それ故に神の認識可能性である「自己自身である神」としての自己還帰する対自的であつて対他的な（それ故に、完全に自由な）聖性・秘義性・隠蔽性において存在している（それ故に、ここにおいては、われわれは神の不把握性の下にある）「父なる名の〈内〉三位一体的特殊性」・「神の〈内〉三位一体的父の名」・「三位相互〈内在性〉」における「失われない単一性」・神性・永遠性を内在的本質とする「一神」・「一人の同一なる神」・「三位一体の神」の、「われわれのための神」としてのその「外に向かつて」の外在的な「失われない差異性」の中での三度別様な三つの存在の仕方（性質・働き・業・行為・行動、外在的本質、すなわち父、子、聖霊なる神の存在としての神の自由な愛の行為の出来事〈全体〉）における第二の存在の仕方（子なる神の存在としての神の自由な愛の行為の出来事）、「啓示ないし和解の実在」そのものとしての起源的な第一の形態の言葉、「まさに顕ワサレタ神こそが隠サレタ神である」まことの神（「神の顕現」）にしてまことの人間（第二の存在の仕方における言葉の「受肉」、「神の隠蔽」、「神の自己卑下と自己疎外化」、「ナザレのイエスという人間の歴史的形態」としての「イエス・キリストの〈名〉」）——このイエス・キリストにおいて、「神の用意の中に含まれて、〔それが、人間論的な自然的人間であれ、教会論的なキリスト教的人間であれ、誰であれ、われわれ〕人間にとって、神に向かつての、したがって神認識〔信仰の認識としての神認識、啓示認識・啓示信仰、人間的主体に実現された神の恵みの出来事〕に向かつての人間の用意が存在する」からである。

さて、「われわれは、……それと同じ現実性をもって、〔先行するキリストにあつての神としての〕〈神〉の側での事情をよく考慮に入れなければならない」。先行するキリストにあつての神としての「神は、ご自分を、人間に対して現実に啓示し給うた。そして、その啓示の中で神の恵みは現実に人間のところに來たのである。まさにそのことに基づいてこそ〔すなわち、その先行するイエス・キリストにおける「啓示自身が持っている啓示に固有な自己証明能力」の〈総体的構造〉に基づいてこそ、〕、われわれは、神をその啓示の恵みを通して明らかにされた現実性の中で、決してそれ以外の仕方ではなく、ただ単に考察して行く権利を持つだけでなく、考察して行くべき義務を持っている。また、そのことに基づいてこそ、われわれは、神の恵みが人間の不幸を救うために助けとなることを信じていることができるという前提を立てるべき権利と義務を持っている」。

「われわれは、神の恵みの中で、われわれに贈り与えられた神の認識可能性に対して、人間が現実を開いていることが何を意味しているかを明にすることはよいということ

を認めるであろう」——「このことは、〔先行する神の「後が続いて」後続する〕人間の側での現実に欠乏している姿〔詳しく言えば、先行するイエス・キリストにおける「啓示自身が……啓示に固有な自己証明能力」の〈総体的構造〉を持っているにも拘らず、その「啓示自身が持っている啓示に固有な自己証明能力に信頼しない」ところの、「神の恵みの奇蹟に人間が欠乏を感じている姿」、また「われわれすべての人間の現実存在における神の恵みの奇蹟に対する不服従、閉鎖性に対する認識」、「神の恵みの奇蹟を堅くとして離さないでいようとする乗り気の欠乏した姿」と〔先行する〕神の側での現実の恵みを意味しなくてはならない〉であろう」。したがって、イエス・キリストにおける「啓示自身が持っている啓示に固有な自己証明能力」の〈総体的構造〉という先行するキリストにあっての神としての「神の用意の中に含まれた〔後続する〕人間の用意は、明らかに恵みに対する人間の用意でなければならない」ことからして、「現実に神の恵みを必要としており・現実に恵みを求めている人間についてだけ、またただ現実の……現実に恵みをもたらす・提供する神の言葉を念頭に置いてだけ、そのような人間の用意について語るができる」。したがって、「そのほかの用意はすべて、いずれにしても〔先行する〕神の用意の中に含まれた、それ故に純粋な・力強い人間の用意ではないであろう」。「われわれはまた、神の恵みの現実的な言葉〔啓示〕の光の中で明らかになって来る〔神の恵みの奇蹟に人間が欠乏を感じている姿」、また「われわれすべての人間の現実存在における神の恵みの奇蹟に対する不服従、閉鎖性に対する認識」、「神の恵みの奇蹟を堅くとして離さないでいようとする乗り気の欠乏した姿」という〕この困窮と救助の現実性全体を考慮することをもってしても、〔先行する〕神に対する人間の現実の用意にまで到達しなかった」。したがって、「この思想の対象も、それとしては、なお〔先行する〕神の用意に対して心を閉ざしており、不従順の中に閉ざされた人間であることができるだけである」。何故ならば、「とにかくまさに〔それが人間論的な自然的人間であれ、教会論的なキリスト教的人間であれ、誰であれ、生来的な自然的な〕それとしての人間そのものについて語っている時、また語っている限り、その時には」、

「〔先行する〕神の恵みの奇蹟に対して〔「その後が続いて」後続する〕人間の現実の用意にまで到達できなかつた」からである。「たとえ彼が、その最後のな失われ滅びに陥った姿の中で見抜かれた人間であり、〔Iコリント3章、エフェソ2・11-22からして、第二の形態の神の言葉である聖書を自らの思惟と語りにおける原理・規準・法廷・審判者・支配者・標準とする第三の形態の神の言葉である〕教会の説教と聖礼典〔教会の宣教〕を通して、それ故に最後的には〔啓示ないし和解の实在〕そのものとしての起源的な第一の形態の〕神の言葉そのものを通して語りかけられ、それ故に信じる人間であっても、〔生来的な自然的な〕それとしての彼自身は、依然として、〔先行する〕神の用意に対し心を閉ざした人間であるであろう」。それが人間論的な自然的人間であれ、教

会論的なキリスト教的人間であれ、誰であれ、生来的な自然的な「人間存在の現実の中で」、「人間が罪の負い目を負っており、限界づけられており、最後に死ぬことができ、それ故に失われ滅びに陥った者である得る現実」、「彼が恵みを必要としており、恵みを認識し、恵みを進んで受け入れようと乗り気であることができる現実」、「彼がそのみ言葉の中での神の恵みの受領者であり、……彼が信じる者であることができる現実」——「この現実自身は、それとしては、決してすでに、〔先行する〕神の用意に対する彼の閉鎖性を打ち破るものではない」。したがって、神の用意に対する彼の閉鎖性に対する「打ち破りについて真剣に語るができる」とすれば、「その人間の現実が、全く別のものから〔外から〕して生き、その別なものから〔外から〕して実在であるという仕方、その別なもの〔外〕に基づいており、根ざしていなければならないであろう」。

「まさにその現実の中で考察された人間の現実存在こそが、まさに啓示の恵みを通して正体を暴露された人間存在の現実の姿こそが、われわれに対して、〔それが人間論的な自然的人間であれ、教会論的なキリスト教的人間であれ、誰であれ、生来的な自然的な人間自身は、それとしては、平和の中にいるのではなく、むしろ神の恵みに対する抗争の中にいるということを示すのである」。したがって、「われわれが、〔それが人間論的な自然的人間であれ、教会論的なキリスト教的人間であれ、誰であれ、生来的な自然的な〕それとしての人間の現実そのものを堅くとって離さないでいたら、その時、そのような人間の現実、われわれに対して人間を、全線にわたって、ただ単に神の恵みに対して逆らうことができるというだけでなく、事実、恵みに逆らいつつあるものとして示すであろう」。「彼は、それらすべてのことの中で、終始、自分を保持し、自分を主張する……」、「彼は、……おそらくそれらすべてのことの中であってこそ、常に、あの富んだ生、換言すればすべての貧しさの中であってしかも自分自身に満足している生の夢を見ることができる」、「人間は、まさに現実には、〔キリストにあつての神としての神の恵みによって〕担われることを決して望みはしないのである」。それが人間論的な自然的人間であれ、教会論的なキリスト教的人間であれ、誰であれ、生来的な自然的な人間は、キリストにあつての神としての神から「日々瞬間瞬間、遠ざかり背き続け、罪を新たな罪を犯し続けている」。「この絵〔この人間の現実〕は、「……まさに〔啓示ないし和解の実在〕そのものとしての起源的な第一の形態の〕神の言葉の〈光〉の中でこそ、……いよいよもって全く明らかに・必然的に現れてくる」。「この人間の現実が、それとして、われわれに示すことのできることは、目が届く限り、人間の平和ではなく、むしろ〔先行する〕神の恵みに逆らう人間の抗争であり、それ故に〔客観的な〕人間の不幸であるであろう」。したがって、それが教会論的なキリスト教的人間であれ、生来的な自然的な人間、彼は、「恵みを信じるであろう」、「恵みを感じるし、恵みを喜んでいと主張するであろう〔口述し記述するであろう〕」、「恐らく恵みを讃美するだろう」、「おそらく恵みを教え、恵みを弁護し、またそれらすべてのことを全くの〔人間的な〕誠実さをもってなすであろう」が、「しかし、彼は、それらすべてのことの中で、終始、

恵みからして生きないであろう」。したがってまた、それが教会論的なキリスト教的人間であれ、生来的な自然的な人間、彼は、「おそらく恵みに対する彼の熱心さによって生きるかもしれないし、恐らく恵みについての彼の認識によって生きるかもしれない」、「また、恵みを進んで受け入れようとする彼の意欲によって生きるかもしれない」が、「しかし、彼は、神の恵みそのものによって生きはしないであろう。むしろ彼は、神の恵みに逆らって生きるであろう」。したがってまた、「キリスト教的な、教會的な、また全くプロテスタント的——教會的なキリスト者の生も、教會の生も、それとしては、どこにおいても、決して神の恵みに対して開いている人間の姿について証ししてはいない」。

そのような訳で、われわれ人間は、『福音と律法』に即して言えば、次のように言うことができるだけである——第二の形態の神の言葉である聖書の中で証しされているキリストにあっての神としての「神は、神なき者がその状態から立ち返って生きるために、ただそのためにのみ彼の死を欲し給うのである……しかし誰がこのような答えを聞くであろうか。……承認するであろうか。……誰がこのような答えに屈服するであろうか。〔それが人間論的な自然的人間であれ、教会論的なキリスト教的人間であれ、誰であれ、〕われわれのうち誰一人として、そのようなことはしない！ 神の恩寵〔神の恵み〕は、ここですでに、恩寵〔神の恵み〕に対するわれわれの憎悪に出会う。しかるに、この救いの答えをわれわれに代わって答え・人間の自主性と無神性を放棄し・人間は喪われたものであると告白し・己に逆らって神を正しとし、かくして神の恩寵〔神の恵み〕を受け入れるということを、神の永遠の御言葉が（肉となり給うことによって、肉において服従を確証し給うことによって、またこの服従において刑罰を受け、かくて死に給うことによって）〔復活に包括された死によって〕引き受けたということ——これが恩寵〔神の恵み〕本来の業である。これこそ、イエス・キリストがその地上における全生涯にわたって、ことにその最後に当たって、われわれのためになし給うたことである。彼は全く端的に、信じ給うたのである（ローマ三・二二、ガラテヤ二・一六等の『イエス・キリスト<の>信仰』は、明らかに〔徹頭徹尾神の側の真実としてのみある〕主格的属格〔「イエス・キリスト<が>信ずる信仰」〕として理解されるべきものである）

（このことが、「福音と律法の<真理性>における福音の内容」である）。したがって、それは、イエス・キリストが、われわれ人間のために・われわれ人間に代って、子なる神の存在としての神の自由な愛の行為の出来事において、われわれ人間の「神の恩寵〔神の恵み〕への嫌悪と回避に対する神の答えである刑罰（死）を、唯一回なし遂げ給うた」ところの「律法の成就」・「律法の完成」そのものである、「神の義、神の子の義、神自身の義」（『ローマ書新解』）そのものである。すなわち、それは、われわれ人間からは「何ら応答を期待せず・また実際に応答を見出さずとも、〔「聖書の主題であり、同時に哲学の要旨である」神と人間との無限の質的差異を固守するという<方式>の下で、〕神であることを廃めずに、何ら価値や力や資格もない罪によって暗くなり・破れ

た姿のわれわれ人間的存在を己の神的存在につけ加え、身内に取り入れ、それをご自分と分離出来ぬように、しかも混淆〔・混合・共労・共働・協働、神人協力〕されぬように、統一し給うたということを内容としている」、また「『私がいま肉にあって生きているのは、私を愛し、私のために御自身をささげられた神の御子<の>信じの信仰によって、生きているのである。(これを言葉通り理解すれば、<私は決して神の子に対する私の信仰に由って生きるのではなく〔すなわち、ローマ3・22、ガラテヤ2・16等のギリシャ語原典「イエス・キリスト<の>信仰」の属格を「目的格的属格」(「イエス・キリスト<を>信じの信仰))として理解された信仰に由って生きるのではなく)、神の子<が>信じ給うことに由って生きるのだということである〔すなわち、ローマ3・22、ガラテヤ2・16等のギリシャ語原典「イエス・キリスト<の>信仰」の属格を「主格的属格」として理解された信仰、まさに徹頭徹尾神の側の真実としてのみある主格的属格として理解された「イエス・キリスト<が>信ずる信仰」に由って生きるのだということである))』(ガラテヤ二・一九以下)。「それ故に、(中略)自分が聖徒の交わりの中に居る……罪の赦しを受けた(中略)肉の甦りと永久の生命を目指しているということ——そのことを彼は信じてはいる。しかしそのことは、現実ではない。……部分的にも現実ではない。そのことが現実であるのは、ただ、われわれのために人として生まれ・われわれのために死に・われわれのために甦り給う主イエス・キリストが、彼にとってもその主であり、その避け所でありその城であり、その神であるということにおいてのみである」、それ故に「われわれの召命、和解、義認、聖化、救済、そして更新を可能とするのは、今日に至るまで罪人の手に渡され・十字架につけられ・死んで甦られ給うたイエス・キリストにある『復活の力』だけである」——このことが、「福音と律法の<現実性>における勝利の福音の内容」である、それ故にまた「人間の人間的存在が〔生来的な自然的な〕われわれの人間的存在である限りは、われわれは一切の人間的存在の終極として、老衰・病院・戦場・墓場・腐敗ないし塵灰以外には、何も眼前に見ないのであるが」、換言すれば「貧民窟、牢獄、養老院、精神病院、希望のない一切の墓場の上での個人的な問題……特殊な内的外的窮迫、困難、悲惨、現在の世界のすがたの謎と厳しさに悩んでいる(……これらが成立し存続するのは自分のせいでもあり、共同責任がある)闇のこの世以外には、何も眼前に見ない」(『教会教義学 神の言葉』)のであるが、「しかしそれと同時に、人間的存在がイエス・キリストの人間的存在である限りは、われわれがそれと同様に確実に、否、それよりもはるかに確実に、甦りと永遠の生命以外の何ものも眼前にみないということ——これが神の恩寵〔神の恵み〕である」。